



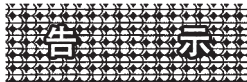
長野県報

2月2日(木)
平成24年
(2012年)
号外

目次

告示

災害救助法の適用地域の指定(危機管理防災課) 1



長野県告示第100号

積雪による災害が発生したので、災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)第2条第1項の規定により、平成24年2月1日から北安曇郡小谷村、上水内郡信濃町及び下水内郡栄村の区域を災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用地域に指定しました。

平成24年2月2日

長野県知事 阿部 守一

危機管理防災課